

Ⅲ 決算に関する情報

○ 令和3年度決算（自動車安全特別会計 保障勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
賦 課 金 収 入	1,388	保 障 費	1,001
積 立 金 よ り 受 入	324	業 務 取 扱 費 自 動 車 検 査 登 録 勘 定 へ 繰 入	629
雑 収 入	465	再 保 険 及 保 険 費	116
前 年 度 剰 余 金 受 入	61,638	予 備 費	-
合 計	63,817	合 計	1,747

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法
 （剰余金の額）…………… 62,069 百万円

（剰余金が生じた理由）

予算時の見込みに比べ、歳入においては、前年度において保障費の支出が予定より少なかったこと等により前年度剰余金受入が予定を上回った。歳出においては、保障金の請求件数が予定を下回ったこと等により保障金を要することが少なかったこと等から剰余金が発生。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」附則第61条第1項の規定により、164百万円を積立金として積み立て、残額61,905百万円については、「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の歳入へ繰り入れた。

・令和3年度末における積立金の残高

（積立金の残高（令和4年3月31日））…………… 13,000 百万円

（令和3年度決算により積み立てる額）…………… 164 百万円

（積立金の目的）

政府再保険制度を廃止した平成13年度以前に締結された再保険契約に基づく再保険金の支払い等を行うために、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る再保険料等を積み立てた積立金。

（積立金の水準）

本勘定の積立金は、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る今後の再保険金の支払い等を勘案し、将来において必要となる金額を積み立てている。

Ⅲ 決算に関する情報

○ 令和3年度決算（自動車安全特別会計 自動車検査登録勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
検査登録印紙収入	21,355	独立行政法人自動車技術総合機構運営費	3,085
検査登録手数料収入	10,860	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	3,395
一般会計より受入	274	業務取扱費	29,846
独立行政法人自動車技術総合機構納付金収入	816	施設整備費	4,083
他勘定より受入	886	予備費	-
雑収入	891		
前年度剰余金受入	18,850		
合 計	53,935	合 計	40,411

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・一般会計からの繰入金の金額及び当該金額の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（一般会計からの繰入金の実績額）	274 百万円
（予算に計上した繰入金の額）	274 百万円

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法
（剰余金の額）

13,523 百万円

（剰余金が生じた理由）

予算時の見込みに比べ、歳出において退職者が予定を下回ったこと等により退職手当を要することが少なかったこと等から剰余金が発生。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れ。

Ⅲ 決算に関する情報

○ 令和3年度決算（自動車安全特別会計 自動車事故対策勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
積立金より受入	7,711	自動車事故対策費	5,875
一般会計より受入	5,485	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	7,452
償還金収入	585	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	344
雑収入	1,413	独立行政法人自動車事故対策機構貸付金	304
前年度剰余金受入	988	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	257
合 計	16,184	合 計	14,234

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法
 （剰余金の額）…………… 1,949 百万円

（剰余金が生じた理由）

予算時の見込みに比べ、歳入においては、安全運転サポート車普及促進事業に係る繰越の財源として前年度剰余金受入があった。歳出においては、自動車事故医療体制整備事業が予定を下回ったこと等により、自動車事故対策費補助金を要することが少なかったこと等から剰余金が発生。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」附則第62条第1項の規定により、1,899百万円を積立金として積み立て、残額49百万円については、「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の歳入へ繰り入れた。

・令和3年度末における積立金の残高

（積立金の残高(令和4年3月31日))…………… 151,708 百万円
 （令和3年度決算により積み立てる額）…………… 1,899 百万円

（積立金の目的）

自動車事故の被害者保護を図るため、積立金の運用益を財源として、事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び事故発生防止対策を安定的に実施するための積立金。

（積立金の水準）

自動車事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び事故発生防止対策は、自動車損害賠償保障法により安定的に事業を行っていくこととされており、当該被害者救済対策及び事故発生防止対策の必要性等を勘案し、将来において必要となる金額を積立金として積み立て、積立金の運用益を財源として実施することを予定したが、同勘定から一般会計へ繰り入れており、現在の積立金の運用益のみでは事業費の財源を賅えず、積立金を取り崩して事業を実施している。

Ⅲ 決算に関する情報

○ 令和3年度決算（自動車安全特別会計 空港整備勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
空港使用料収入	100,792	空港等維持運営費	146,548
一般会計より受入	35,801	空港整備事業費	93,045
地方公共団体工事費負担金収入	7,369	北海道空港整備事業費	13,108
借入金	72,478	離島空港整備事業費	1,584
償還金収入	11,719	沖縄空港整備事業費	7,566
空港等財産処分収入	2,337	航空路整備事業費	30,757
雑収入	60,508	空港整備事業資金貸付金	800
前年度剰余金受入	133,855	成田国際空港整備事業資金貸付金	5,000
		北海道空港整備事業資金貸付金	864
		地域公共交通維持・活性化推進費	1,850
		空港等整備事業工事諸費	1,473
		空港等災害復旧事業費	104
		収益回収公共事業資金貸付金 償還金一般会計へ繰入	2,616
		国債整理基金特別会計へ繰入	33,172
		予備費	—
合 計	424,863	合 計	338,492

※百万円未満を切り捨てて計算しているため、合計が一致しないことがある。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）・・ 86,370 百万円

（剰余金が生じた理由）

予算時の見込みに比べ、歳入において、前年度の空港整備事業費が予定より少なかったこと等により前年度剰余金受入が予算額を上回ったこと、歳出において、事業計画の変更等により、空港整備事業費において翌年度への繰越工事があったこと等から剰余金が発生。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れ。